

松江市立皆美が丘女子高等学校授業料等徴収減免取扱規則の一部を改正する
規則ほか7規則をここに公布する。

令和4年3月30日

松江市教育委員会 教育長 藤 原 亮 彦



松江市教育委員会規則第4号

松江市立皆美が丘女子高等学校授業料等徴収減免取扱規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第5号

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第6号

松江市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第7号

松江市立幼稚園教育職員の評価に関する規則等を廃止する規則

松江市教育委員会規則第8号

松江市立皆美が丘女子高等学校規程の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第9号

出雲かんべの里設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第10号

松江市立幼稚園学則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第11号

松江市小中一貫教育推進本部設置規則の一部を改正する規則

松江市立皆美が丘女子高等学校授業料等徴収減免取扱規則の一部を改正する規則

松江市立皆美が丘女子高等学校授業料等徴収減免取扱規則（平成 26 年松江市教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前																																																						
様式第 4 号(第 5 条関係)	様式第 4 号(第 5 条関係)																																																						
<table><tr><td colspan="2">担当者検印</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>略</td><td>保護者等現住所 (本人と異なる 場合のみ記入)</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>本</td><td>人氏名</td><td>—</td></tr><tr><td>保護者等</td><td>氏名</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	担当者検印		—	略			略	保護者等現住所 (本人と異なる 場合のみ記入)		略			略			本	人氏名	—	保護者等	氏名	—	略			略			<table><tr><td colspan="2">担当者検印</td><td>㊟</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>略</td><td>保護者__現住所 (本人と異なる 場合のみ記入)</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>本</td><td>人氏名</td><td>㊟</td></tr><tr><td>保護者__</td><td>氏名</td><td>㊟</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	担当者検印		㊟	略			略	保護者__現住所 (本人と異なる 場合のみ記入)		略			略			本	人氏名	㊟	保護者__	氏名	㊟	略			略		
担当者検印		—																																																					
略																																																							
略	保護者等現住所 (本人と異なる 場合のみ記入)																																																						
略																																																							
略																																																							
本	人氏名	—																																																					
保護者等	氏名	—																																																					
略																																																							
略																																																							
担当者検印		㊟																																																					
略																																																							
略	保護者__現住所 (本人と異なる 場合のみ記入)																																																						
略																																																							
略																																																							
本	人氏名	㊟																																																					
保護者__	氏名	㊟																																																					
略																																																							
略																																																							
様式第 5 号(第 5 条関係)	様式第 5 号(第 5 条関係)																																																						
<table><tr><td colspan="2">略</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">調書作成者印</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="3">松江市立皆美が丘女子高等学校長 氏 名</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	略			調書作成者印		—	略			松江市立皆美が丘女子高等学校長 氏 名			略			略			<table><tr><td colspan="2">略</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">調書作成者印</td><td>㊟</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="3">松江市立皆美が丘女子高等学校長 氏 名</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	略			調書作成者印		㊟	略			松江市立皆美が丘女子高等学校長 氏 名			略			略																				
略																																																							
調書作成者印		—																																																					
略																																																							
松江市立皆美が丘女子高等学校長 氏 名																																																							
略																																																							
略																																																							
略																																																							
調書作成者印		㊟																																																					
略																																																							
松江市立皆美が丘女子高等学校長 氏 名																																																							
略																																																							
略																																																							

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年松江市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(組織) 第 2 条 委員会事務局の組織は、次のとおりとする。 教育総務課・学校管理課 略 学校教育課 指導研修係 <u>ICT 教育推進係</u> 保健体育係 学事係 小中一貫教育推進係 生徒指導推進室～東出雲分室 略 (各課事務分掌) 第 4 条 課(発達・教育相談支援センターを含む。以下同じ。)、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。 教育総務課 総務係 (1)～(16) 略 (17) 学校職員の<u>健康管理</u>に関すること <u>(他の所管に属するものを除く。)</u>。 <u>(18)～(20) 略</u> 教職員係 (1) 教育職員及び県費負担教職員の人事及び給与に関すること<u>(他の所管に属するものを除く。)</u>。 (2)・(3) 略	(組織) 第 2 条 委員会事務局の組織は、次のとおりとする。 教育総務課・学校管理課 略 学校教育課 指導研修係 _____ 保健体育係 学事係 小中一貫教育推進係 生徒指導推進室～東出雲分室 略 (各課事務分掌) 第 4 条 課(発達・教育相談支援センターを含む。以下同じ。)、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。 教育総務課 総務係 (1)～(16) 略 (17) 学校職員の<u>健康診断</u>に関すること _____。 <u>(18) 幼稚園に関すること。</u> <u>(19)～(21) 略</u> 教職員係 (1) 教育職員及び県費負担教職員の人事及び給与に関すること _____。 (2)・(3) 略

施設建設係 略

学校管理課

学校経理係

(1)～(6) 略

(7) スクールバスに関すること。

施設管理係 略

学校教育課

指導研修係

(1)～(8) 略

(9) 略

ICT 教育推進係

(1) ICT を活用した学校教育活動の企画、推進に関すること。

(2) 学校教育における ICT の活用に関すること。

(3) 学校教育における ICT 環境の整備に関すること。

(4) ICT 教育の研修に関すること。

保健体育係～小中一貫教育推進係 略

生徒指導推進室 略

発達・教育相談支援センター

特別支援教育係

(1)・(2) 略

(3) 特別支援学級の入級及び転出入に関すること。

(4)～(6) 略

相談支援係

(1) 特別な支援の必要な幼児児童生徒にに係る相談に関すること。

(2)～(5) 略

(6) 特別支援幼児教室の指導及び運営に関すること。

施設建設係 略

学校管理課

学校経理係

(1)～(6) 略

施設管理係 略

学校教育課

指導研修係

(1)～(8) 略

(9) 学校人権教育に関すること。

(10) 略

保健体育係～小中一貫教育推進係 略

生徒指導推進室 略

発達・教育相談支援センター

特別支援教育係

(1)・(2) 略

(3) 特別支援学級の入級にに関すること。

(4)～(6) 略

相談支援係

(1) 特別な支援の必要な幼児児童生徒等に係る相談に関すること。

(2)～(5) 略

(6) 特別支援幼児教室にに関すること。

(7)～(9) 略 学校給食課 略 生涯学習課 企画調整係 (1) 略 (2) 社会教育施設(公民館を除く。)の計画、立案に関すること。 (3) 社会教育施設(公民館を除く。)の建設に関すること。 (4) 社会教育施設(公民館を除く。)の設置及び廃止に関すること。 (5) 略 <u>(6)～(17) 略</u> 社会教育係 (1)～(4) 略 <u>(5)～(8) 略</u> 放課後子どもプラン係 <u>(1) 児童クラブに関すること。</u> <u>(2) 放課後子ども教室_____に関すること。</u> (職務) 第7条 副教育長____、課長、室長及び分室長は、上司の命を受け、委員会事務局、課、室及び分室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2～10 略	(7)～(9) 略 学校給食課 略 生涯学習課 企画調整係 (1) 略 (2) 社会教育施設(公民館を除く_)の計画、立案に関すること。 (3) 社会教育施設(公民館を除く_)の建設に関すること。 (4) 社会教育施設(公民館を除く_)の設置及び廃止に関すること。 (5) 略 <u>(6) 社会人権教育(他の所管に属することを除く。)に関すること。</u> <u>(7)～(18) 略</u> 社会教育係 (1)～(4) 略 <u>(5) 公民館運営審議会に関すること。</u> <u>(6)～(9) 略</u> 放課後子どもプラン係 <u>(1) 放課後子ども教室推進事業に関すること。</u> <u>(2) 児童クラブに関すること。</u> (職務) 第7条 副教育長、<u>参事、参事</u>、課長、室長及び分室長は、上司の命を受け、委員会事務局、課、室及び分室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2～10 略
---	---

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

松江市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成 23 年松江市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
委任する事務	委任する職員	委任する事務	委任する職員
1 社会人権教育に関すること。ただし、次に掲げる事項を除く。 (1)～(3) 略	市民部長	1 社会人権教育に関すること。ただし、次に掲げる事項を除く。 (1)～(3) 略	総務部長
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
補助執行させる事務	補助執行させる職員	補助執行させる事務	補助執行させる職員
1 学校人権教育に関すること。 (1)～(5) 略	市民部長及び市民	1 学校人権教育に関すること。 (1)～(5) 略	総務部長及び総務
2 社会人権教育に関すること。 (1)～(3) 略	部の職員	2 社会人権教育に関すること。 (1)～(3) 略	部の職員
略		略	

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

松江市立幼稚園教育職員の評価に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 松江市立幼稚園教育職員の評価に関する規則(平成 19 年松江市教育委員会規則第 15 号)
- (2) 松江市立幼稚園管理職の評価に関する規則(平成 19 年松江市教育委員会規則第 16 号)

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

松江市立皆美が丘女子高等学校規程の一部を改正する規則

松江市立皆美が丘女子高等学校規程（平成17年松江市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条—第2条） 略 <u>（定義）</u> <u>第1条の2 この規則において、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、生徒を現に監護するものをいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。</u> <u>（生徒が成年者の場合の特例）</u> <u>第34条の2 生徒が成年者であって、校長が特別な事情があると認めたものが、提出する第28条から前条までに規定する様式については、第28条から前条までの規定にかかわらず、保護者が連署することを要しない。</u> <u>（学校警備及び防災）</u> 第41条 校長は、学校警備並びに<u>防災</u>の計画を作成し、その責任分担を定め、毎年4月末日までに教育委員会に報告しなければならない。 2 略 様式第11号（第23条関係）	目次 第1章 総則（第1条・第2条） 略 （学校警備及び<u>防火</u>） 第41条 校長は、学校警備並びに<u>防火</u>の計画を作成し、その責任分担を定め、毎年4月末日までに教育委員会に報告しなければならない。 2 略 様式第11号（第23条関係）

略	※ 略	受検票	略
		略	略
		略	
		年度学力検査料納付済 証明書	
略	※ 略	受検票	略
		略	略
		略	
		年度学力検査料納付済 証明書	
略 志願者氏名 保護者氏名 略		略 松江市立皆美が 丘女子高等学校 長	略
略 志願者氏名 保護者氏名 略		略 松江市立皆美が 丘女子高等学校 長	略

様式第11号の2(第23条関係)

略	※ 略	受検票(第2次募集用)	略
		略	略
		略	
		(以下余白)	
略	※ 略	受検票(第2次募集用)	略
		略	略
		略	
		(以下余白)	

様式第11号の2(第23条関係)

略
志願者氏名 保護者氏名 — 略

様式第12号(第26条関係)

略

本人 氏 名 —

略

保護者 住所
続柄
氏名 —

保証人 住所
続柄
氏名 —

様式第13号(第28条関係)

略

生徒 氏 名 —

保護者 氏 名 —

様式第15号の4(第31条の2関係)

略

生徒 氏 名 —

保護者 氏 名 —

様式第16号(第32条関係)

略

生徒 氏 名 —

保護者 氏 名 —

略

略
志願者氏名 保護者氏名 ㊤ 略

様式第12号(第26条関係)

略

本人 氏 名 ㊤

略

保護者 住所
続柄
氏名 ㊤

保証人 住所
続柄
氏名 ㊤

様式第13号(第28条関係)

略

生徒 氏 名 ㊤

保護者 氏 名 ㊤

様式第15号の4(第31条の2関係)

略

生徒 氏 名 ㊤

保護者 氏 名 ㊤

様式第16号(第32条関係)

略

生徒 氏 名 ㊤

保護者 氏 名 ㊤

略

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

出雲かんべの里設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

出雲かんべの里設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年松江市教育委員会規則第 55 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(入館料の免除) 第 5 条 条例第 20 条第 3 項の規定による入館料の免除は、次に掲げる <u>者を対象として行うものとする。</u> (1)・(2) 略 (3) <u>松江市内に住所を有する 65 歳以上の者であって、住所及び生年月日を証する書類を提示して入場するもの</u> (4)・(5) 略	(入館料の免除) 第 5 条 条例第 20 条第 3 項の規定による入館料の免除は、次に掲げる_____ ____ものとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>松江市高齢者福祉手帳の所持者</u> _____ _____ (4)・(5) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の第 5 条の規定は、令和 4 年 9 月 30 日までの間、なおその効力を有する。

松江市立幼稚園学則の一部を改正する規則

松江市立幼稚園学則(平成 17 年松江市教育委員会規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
第 11 条 幼稚園に次のとおり特別支援 幼児教室を置き、通級指導を行う。			第 11 条 幼稚園に次のとおり特別支援 幼児教室を置き、通級指導を行う。		
特別支援幼児教室 名	園児定員	教室数	特別支援幼児教室 名	園児定員	教室数
略			略		
松江市立城北幼稚 園特別支援幼児教 室	5	1	松江市立城北幼稚 園特別支援幼児教 室	5	1
	15	1			
略			略		
松江市立古志原幼 稚園特別支援幼児 教室	5	1	松江市立古志原幼 稚園特別支援幼児 教室	5	1
	15	1			
松江市立大庭幼稚 園特別支援幼児教 室	15	1		15	1
松江市立古江幼稚 園特別支援幼児教 室	15	1			
松江市立講武幼稚 園特別支援幼児教 室	15	1			
略					

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

松江市小中一貫教育推進本部設置規則の一部を改正する規則

松江市小中一貫教育推進本部設置規則（平成25年松江市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前																
(所掌事務) 第2条 推進本部は、市の各部課と連携し、次 _____に掲げる事項を調査し、審議し、及び推進する。 (1)～(3) 略 (4) 幼児期(保育所・幼稚園・<u>幼保園</u>)と小 中学校及び義務教育学校の連携に関する こと。 (5)・(6) 略 (組織) 第3条 推進本部は、本部長、副本部長<u>及び幹</u> 事をもって組織する。 2～4 略 別表(第3条関係) <table border="1"> <tr> <th>部局</th><th>職名</th></tr> <tr> <td>教育委員会</td><td>略</td></tr> <tr> <td>文化スポーツ 部</td><td>スポーツ課長</td></tr> <tr> <td>市民部</td><td>市民生活相談課長 人権男女共同参画課 教育指 導官</td></tr> </table>	部局	職名	教育委員会	略	文化スポーツ 部	スポーツ課長	市民部	市民生活相談課長 人権男女共同参画課 教育指 導官	(所掌事務) 第2条 推進本部は、市の各部課と連携し、次 <u>の各号</u>に掲げる事項を調査し、審議し、及び推進する。 (1)～(3) 略 (4) 幼児期(保育所・幼稚園_____)と小 中学校及び義務教育学校の連携に関する こと。 (5)・(6) 略 (組織) 第3条 推進本部は、本部長、副本部長、<u>幹</u> 事をもって組織する。 2～4 略 別表(第3条関係) <table border="1"> <tr> <th>部局</th><th>職名</th></tr> <tr> <td>教育委員会</td><td>略</td></tr> <tr> <td>政策部</td><td>スポーツ課長</td></tr> <tr> <td>総務部</td><td>人権<u>施策推進</u> 課 教育指 導官</td></tr> </table>	部局	職名	教育委員会	略	政策部	スポーツ課長	総務部	人権 <u>施策推進</u> 課 教育指 導官
部局	職名																
教育委員会	略																
文化スポーツ 部	スポーツ課長																
市民部	市民生活相談課長 人権男女共同参画課 教育指 導官																
部局	職名																
教育委員会	略																
政策部	スポーツ課長																
総務部	人権 <u>施策推進</u> 課 教育指 導官																

	人権男女共同参画課 教育指導講師		人権施策推進課 教育指導講師
健康福祉部	略	市民部	市民生活相談課長
子育て部	子育て政策課長 子育て政策課 保育指導官	健康部	略
		子育て部	子育て政策課長 子育て政策課 指導主事

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。